

許認可等の種類	許可の取り消し等
担当部署	総務部 管財課
法令名 根拠条項	三好市法定外公共用財産管理条例 第16条
処分基準	<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、施設、構造物等の改築、移転、除却等を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例の規定又はこの条例に基づく処分に違反した者</p> <p>(2) 第4条第3項の規定により付された条件に違反した者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 法定外公共物に関する工事等のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 法定外公共物の構造又は利用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、法定外公共物の維持管理上やむを得ない必要が生じた場合</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>(行為の許可)</p> <p>第4条 法定外公共物において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 法定外公共物の敷地に施設、構造物等(かんがい用水として使</p>

	<p>用するための施設及び水質汚濁防止のための施設を除く。)を設 け、継続して使用するために占有すること。</p> <p>(2) 法定外公共物の施設、構造物その他の附属物を改築し、付け 替え、若しくはこれらに類する土木工事をし、又は法定外公共物 の敷地を掘削し、盛土し、若しくはこれらに類する土木工事をす ること。</p> <p>(3) 法定外公共物から砂利、砂、土砂その他これらに類するもの を採取すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、必 要な書類を添付の上市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の許可をするに当たり、法定外公共物の管理上必要 な条件を付することができる。</p>
備考	
設定年月日	平成 27 年 2 月 2 日設定 (平成 年 月 日最終変更)